公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和８年10月30日

支出負担行為担当官

近畿地方整備局長　　小林　賢太郎

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

1　業務概要

(1)　品目分類番号　42

(2)　業務名　Ｒ８国立文化財修理センター新築設計業務

（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

(3)　業務内容　本業務は国立文化財修理センターの新築等の設計（基本設計、実施設計及び数量積算業務）を行うものである。

(4)　履行期間　契約締結日の翌日から令和11年７月31日まで

(5)　本業務は資料の提出及び入札等を電子入札

システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができるが、書面手続きにおける押印等の取扱いについて留意すること。

(6)　本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

(7)　本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。

(8)　本業務は、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業を加点評価する業務である。

2　参加資格

技術提案書の提出者は、下記(1)に掲げる資格を満たしている単体企業、同一の組合又は下記(2)に掲げる資格を満たしている同一の設計共同体であること。

(1)　単体企業（組合を含む）

(a)予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(b)近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和７・８年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づき一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。

(c)近畿地方整備局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(d)建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(e)警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

(f)参加希望者は代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムからダウンロードした当該業務の説明書及び設計図書等（以下「説明書等」という。）に基づき資料を作成すること。ただし、電子記録媒体（ＣＤ-Ｒ等）を下記5(1)に持参又は返信用封筒を添えて電子記録媒体を郵送することにより電子データの交付を受け、資料を作成した者も可とする。

なお、「返信用封筒」は簡易書留料金を加

えた所定の料金の切手を貼付すること（以下、同じ）。

また、「郵送」は郵送（書留郵便に限る）又は、託送（書留郵便と同等のものとする。）によるものとする（以下、同じ。）。

(g)技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(h)本業務に設計共同体として資料を提出した場合、その構成員は、単体として資料を提出することはできない。

(2)　設計共同体　上記(1)(a)から(h)まで（ただし、上記(1)(ｆ)については設計共同体の構成員のうち一者が満たしていればよい。）に掲げる条件を満たしている者より構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和８年10月30日付け近畿地方整備局長）に示すところにより近畿地方整備局長から本業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けているもの

であること。

3　技術提案書の提出者を選定するための基準

(1)　配置予定の技術者の資格

(2)　配置予定の技術者の経験及び能力

同種又は類似業務の実績の内容、担当した業務の業務成績、表彰の実績

4　技術提案書を特定するための評価基準

(1)　配置予定の技術者の資格

(2)　配置予定の技術者の経験及び能力

同種又は類似業務の実績の内容、担当した業務の業務成績、表彰の実績、ＣＰＤ

(3)　業務実施方針及び手法

業務の理解度及び取組意欲、業務の実施方針、評価テーマに対する技術提案

(4) WLB(ワーク･ライフ･バランス)関連認定制度

5　手続等

(1)　担当部局

〒540-8586　大阪市中央区大手前3-1-41

大手前合同庁舎　国土交通省近畿地方整備局　総務部　契約課　契約第一係

TEL 06-6942-1141　Mail kkr-keiyaku-keiyakukakari2@gxb.mlit.go.jp

(2) 一般競争（指名競争）参加資格の申請の時期及び場所

上記２.（１）に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和８年３月31日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（（当該者が設計共同体である場合においては、その代表者。））の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において受け付ける。

なお、当該者が参加表明書を提出したときに限り、近畿地方整備局総務部契約課調査係（〒540-8586大阪府大阪市中央区大手前3-1-41　電話06-6942-1141（代表）においても、当該指名競争参加資格の認定に係る申請を

受け付ける。

(3)　説明書等の交付期間、場所及び方法

説明書等を電子入札システムにより交付する（電子入札システムの調達案件一覧中、本案件の「掲載文書一覧」欄から、ダウンロードすること。）。

交付期間は、手続き開始の公示日から令和８年11月12日（木）までのうち、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、9時00分から18時00分まで（ただし、最終日は参加表明書提出期限の16時00分まで。）。

ただし、上記交付方法による入手ができない参加希望者に対しては、電子記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）を下記(b)に持参又は返信用封筒を添えて電子記録媒体を郵送することにより、電子データにて交付するので、下記(b)にあらかじめ申し込みを行った上で、以下の場所、期間にて交付する。

(a)交付期間　手続開始の公示日から令和８年11月12日（木）までの休日を除く毎日、９時15分から18時00分まで（ただし、最終日は16時00分まで。）。

(b)申込先及び交付場所　〒540-8586　大阪市中央区大手前３－１-41　大手前合同庁舎
国土交通省近畿地方整備局　総務部　契約課
契約第一係

TEL 06-6942-1141　Mail kkr-keiyaku-keiyakukakari2@gxb.mlit.go.jp

(c)交付申込期限　令和８年11月12日（木）12時00分まで。

(4)　参加表明書の提出期限、提出場所及び方法
令和８月11月12日（木）16時00分までに技術資料等アップロードシステムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、持参・郵送により上記5(1)の担当部局に提出すること。

(5)　技術提案書の提出期限、提出場所及び方法
令和 9年 1月13日（水）16時00分までに技術

資料等アップロードシステムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、持参・郵送により上記5（1）の担当部局に提出すること。

6　その他

(1)　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　本業務における契約保証金は納付する（保管金の取扱店　日本銀行大阪支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　近畿地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　近畿地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3)　契約書作成の要否　要

(4)　当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　有（国立

文化財修理センター新築設計その２業務（設計意図伝達業務））

(5)　関連情報を入手するための照会窓口

上記5(1)に同じ。

(6)　上記2(1)(b)に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業、又は上記2(2)に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないもの（一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）も上記5(3)により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

(7)　詳細は説明書による。

7　Summary

(1)Official in charge of disbursement of the procuring entity: KOBAYASHI Kentaro

Director-General of Kinki Regional Development Bureau

(2) Classification of the services to be procured : 42

(3) Subject matter of the contract : National Center Properties Repair Center

(4) Time-limit to express interests : 4:00 p.m. 12 November 2026

(5) Time-limit for the submission of proposals : 4:00 p.m. 13 January 2027

(6) Contact point for documentation :MATSUOKA Satoshi the first subsection chief Contract Division, relating to the proposal : Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 3-1-41, Otemae Chuou-ward, Osaka-city, 540-8586, Japan
Tel 06-6942-1141 Mail kkr-keiyaku-keiyakukakari2@gxb.mlit.go.jp